

## 議案第21号

### 東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について

東広島市社会教育委員会議の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年5月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

社会教育委員会議の円滑な会議運営を図ることを目的に、当該会議に置く議長及び副議長の任期について、現行の1年から、当該各委員の任期によることとしようとするもの。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

東広島市社会教育委員会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「互選とし」を「互選によりこれを定め」に、「1年とする」を「委員の任期による」に改め、同項ただし書を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議長及び副議長は、再選されることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市社会教育委員会議規則（昭和49年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(議長及び副議長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議長及び副議長は、委員の<u>互選によりこれを定め、その任期は、委員の任期による。</u></p> <p>3 <u>議長及び副議長は、再選されること</u>ができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(議長及び副議長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議長及び副議長は、委員の<u>互選とし</u>、その任期は<u>1年とする</u>。ただし、再選を妨げない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>